

荻窪駅周辺エリア防災計画

荻窪駅前滞留者対策連絡会

令和元年 8 月

1 計画策定の背景

首都直下地震（マグニチュード7.3、震度6強）が午後2時に発生した場合、杉並区内には、学校や会社にいる人、買物をしている人、移動中の人で約34万人の滞留者が発生すると推計されている。荻窪駅周辺では、JR中央線の乗降客や駅周辺の買物客などにより、数千名の駅前滞留者が発生することが見込まれる。

※荻窪駅の一日あたりの平均乗降客数（2018年）

JR 181,430人（乗車人員×2で算出）

東京メトロ 91,823人

鉄道機関では、全線が停止となり線路や駅舎の点検確認に入り、被害状況によっては数日間の運行停止となり、徒歩による帰宅困難者が多数発生すると想定されている。

（参考）東京湾北部地震による杉並区での被害想定（平成24年4月発表）

・規模 M7.3 ・時間 午後6時 ・風速 8m

死者	556名
負傷者	4,849名
建物被害(全壊)	3,692棟
避難者数	176,369名
徒歩帰宅困難者	92,357名 このうち、行き場のない帰宅困難者が18,024名

※行き場のない帰宅困難者

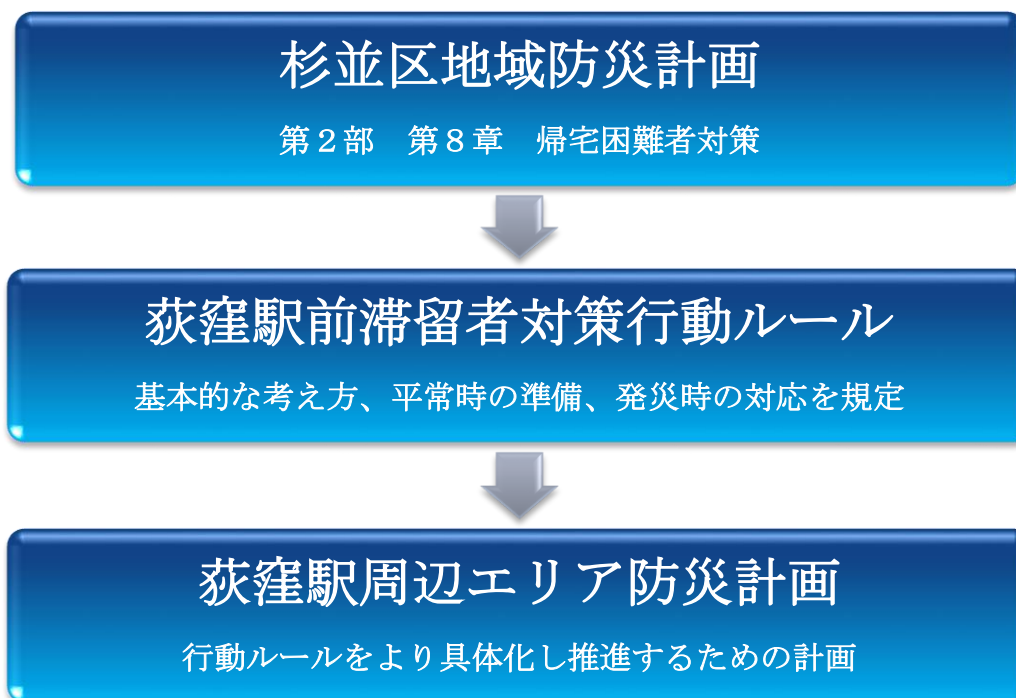
徒歩で自宅へ帰宅することのできない人(徒歩帰宅困難者)のうち、学校や会社などに留まれる場所(行き場)のない人 [例:来街者や日帰りのビジネスマンなど]

2 計画の目的

- 大規模地震等発生時の荻窪駅周辺地域で想定される、滞留者や帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全に暮らせるまちづくりに資する。
- 荻窪駅周辺の事業者等関係機関との連携をさらに強め、災害に強いまちづくりを確立する。

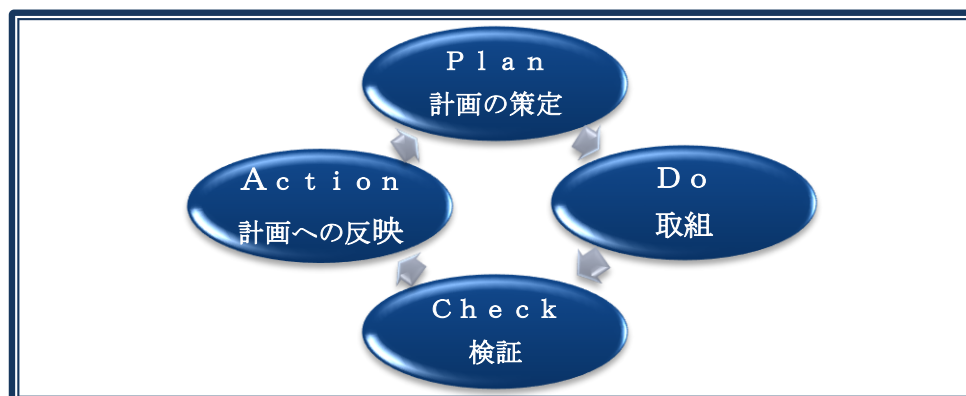
3 計画の位置づけ

荻窪駅周辺エリア防災計画は、杉並区地域防災計画「第2部第8章 帰宅困難者対策」及び「荻窪駅前滞留者対策行動ルール」に基づき、帰宅困難対策、駅前滞留者対策をより具体化し、推進する計画である。



4 計画の対象期間及び推進

- 本計画は、期間を定めず、PDCAサイクルにより、計画にそって取組の実施、結果の検証、改善、計画へのフィードバックを行う。
 - 本計画をより実効性のあるものとするため、本計画の趣旨・内容を、荻窪駅周辺住民をはじめ、幅広く周知を図り、関係者の理解と協力を深めていく。
 - 本計画に記載する滞留者等の安全確保に向けた取組等が、災害時にも円滑に実行できるように、定期的に訓練等を実施する。
- ※ 期間を定めず、PDCAサイクルにより、計画に沿って取り組み、結果の検証、改善、計画への反映を行う。



5 地域特性及び課題

- 荻窪駅は、駅北口のタウンセブンやルミネといった大規模な店舗の他、比較的小規模な店舗や事業者等が密集した商店街が駅を中心として広がっている。
- 駅から徒歩5分程度の青梅街道沿いには集客施設としての杉並公会堂がある。
- 荻窪駅には、JR中央線と東京メトロ丸の内線が乗り入れており、ラッシュ時には1編成に数千名が乗客している。
- 駅周辺の道路は、北側に青梅街道、西側に環状八号がある。
- 駅南口には広場がなく、多くの人々が滞留できる公園等のスペースも少ない。
- 駅周辺には、都立荻窪高等学校や日本大学第二高等学校等の学校があり、多くの生徒が荻窪駅を利用している。
- 大部分の信号が停止することにより、事故や交通渋滞が発生する恐れがある。
- 駅周辺の商店街、施設等の利用者が、情報を求めて一時的に駅に集中することが予想される。
- 各施設は、可能な限り利用者保護を行うことになる、施設の安全性が確認できない場合や、大・小規模店舗等で滞在場所がない場合、利用者が駅周辺に滞留することが予想される。

【今後検討すべき課題】

- 行政・鉄道事業者・商業施設等、関係機関の役割の継続的な検討
- 発災時における情報の共有、提供方法
- 配慮が必要な滞留者（障害者・高齢者・妊婦・乳幼児・外国人等）の対策
- 一時滞在施設等への誘導方法及び誘導主体の具体化

6 災害発生時の連携・協力体制

多くの帰宅困難者が滞留すると想定される駅周辺等で情報提供を行うとともに、状況に応じて安全な地域や一時滞在施設への避難誘導、一時滞在施設の運営協力を行う。（イメージは次ページ）

<荻窪駅周辺の帰宅困難者対策(イメージ)>



○ 荻窪駅周辺では、駅北口及び南口に情報提供ステーションを設置し、駅周辺の屋外滞留者に対し、災害関連情報の提供を行う。

また、駅構内の安全が確認された場合は駅構内への誘導を行い、一時滞在施設が開設された場合や近隣の施設に滞在スペースを確保できた場合には、当該施設への誘導を行う。

7 災害関連情報の提供

(1) 情報収集及び情報提供

- 区は、国、都、警察、消防、マスコミ、鉄道事業者、公共機関等から災害関連情報（公共交通機関運行状況、道路被害状況、一時滞在施設開設状況等）の収集を行い、収集した情報を、防災行政無線等を通じて、公共交通機関、避難所、一時滞在施設等へ提供する。
- 区、荻窪駅周辺の事業者、町会、商店会等（以下「駅周辺事業者等」という。）は、屋外滞留者への情報提供の場として、駅周辺に情報提供ステーションを設置する。

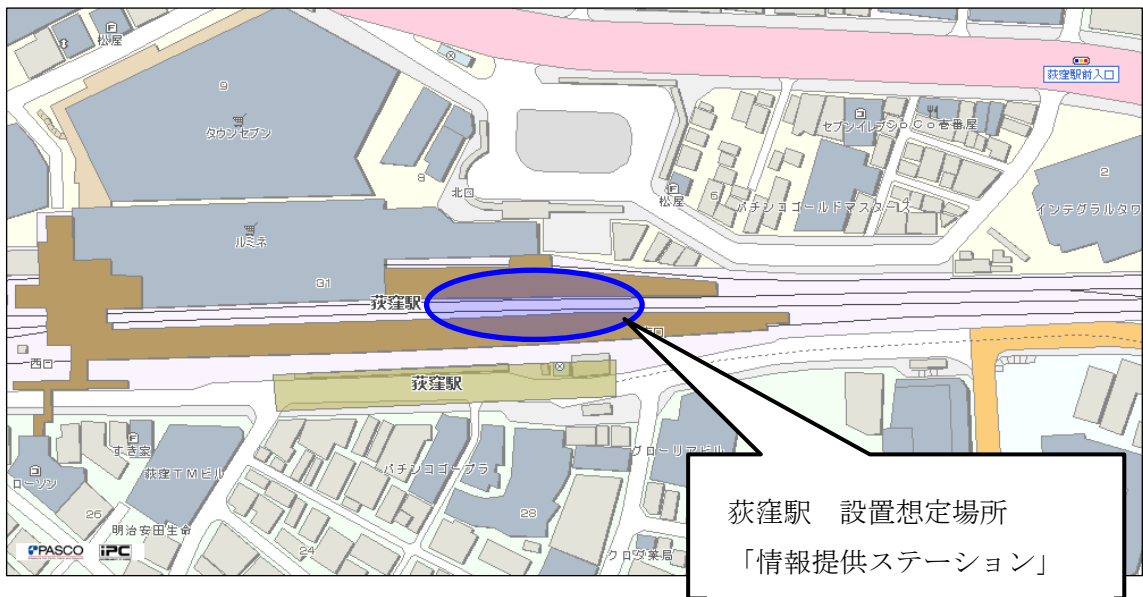
(2) 情報提供ステーションの運用

- 情報提供ステーションは、区、駅周辺事業者等が連携・協力し、6名程度の人員により運営する。
 - 駅周辺事業者等は、自助の取組が一定程度落ち着いた後に情報提供場所に参集し、情報提供ステーションを設置する。
 - 区は、駅及び情報提供ステーションに防災行政無線等により災害関連情報（一時滞在施設の開設状況を含む）の提供を行う。
 - 情報提供ステーションは、駅前の滞留者に区が事前に準備した荻窪駅周辺地図（災害時帰宅支援マップ）を配布し、近隣の広域避難場所、一時滞在施設等の案内を行う。
- ※ 区職員（救援隊本隊帰宅困難者対応班2名程度）は、発災後約6時間後までにJR各駅に配備される。その後は駅周辺事業者等と職員が協力し、情報提供ステーションの運営にあたる。

(3) 情報提供ステーション設置備品（例）

- | | | |
|----------|-------------------|--------------|
| ○ テント | ○ 机、椅子 | ○ 投光機及び発電機 |
| ○ コードリール | ○ メガホン | ○ トランジスタメガホン |
| ○ 看板 | ○ ベスト | ○ ヘルメット |
| ○ 筆記用具 | ○ 帰宅困難者支援マップ（配布用） | |

(4) 情報提供場所

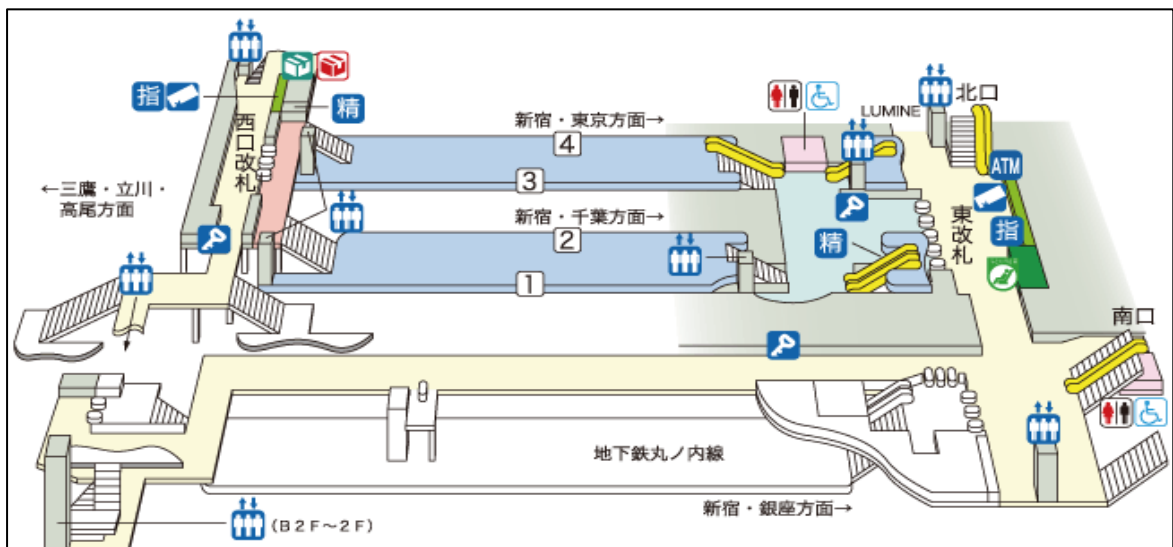


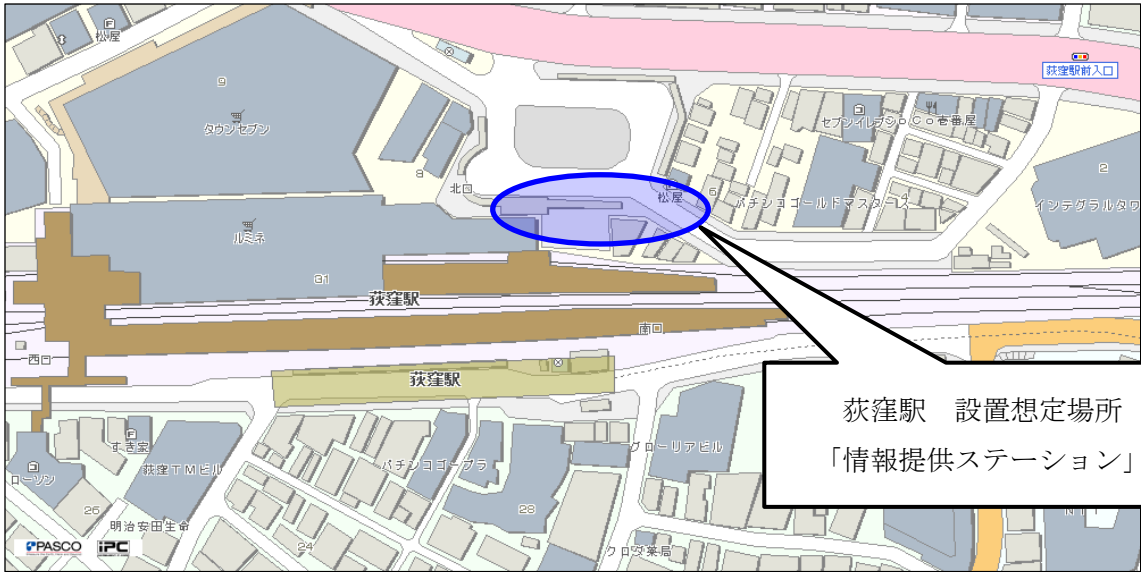
8 避難誘導

(1) 避難誘導方法

<第1段階（災害発生から一定程度落ち着くまで）>

- 施設管理者や鉄道事業者は、各々のマニュアルに従い従業員、職員、利用客等の安全を図る。
- （建物の被害や火災等で）施設の安全性が確認できない場合や、利用者数が収容範囲を超えているなどの理由で利用者を施設外に誘導する際は、情報提供ステーション等で情報を共有するとともに周辺の空地等の安全な場所までの避難誘導を行う。
- 安全な場所までの避難誘導経路が道路を横切る場合には、信号が停止している等の状況で相当な混乱が予想されることから、横断歩道の両端に人員を配置して避難誘導を行う。

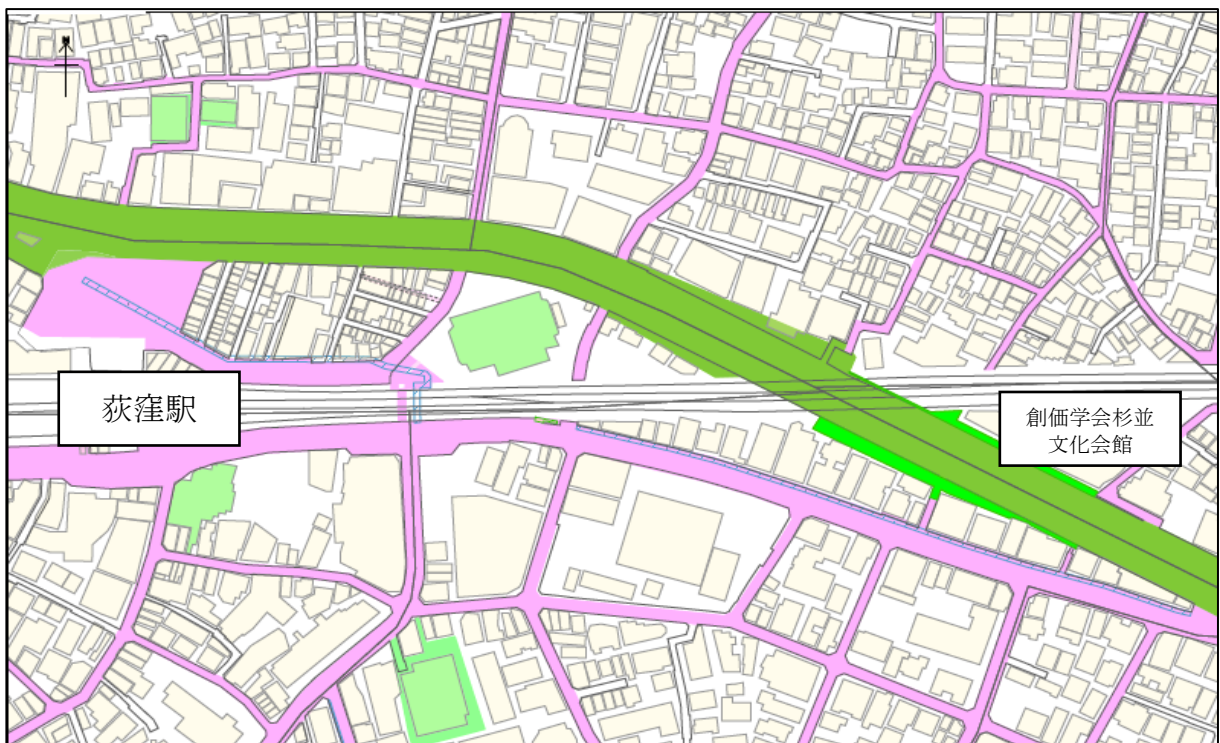




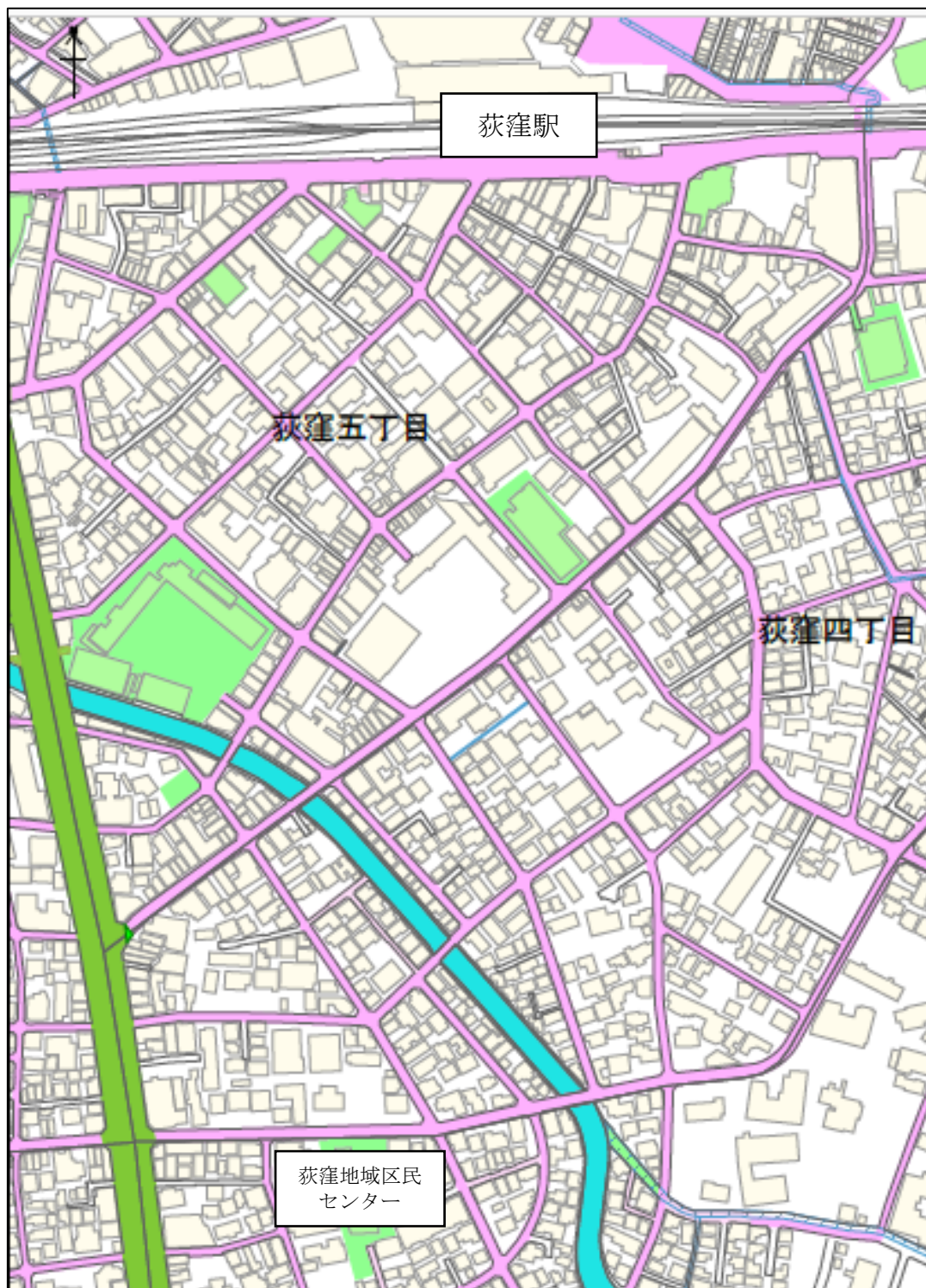
<第2段階（一時滞在施設が開設されてから）>

- 情報提供ステーションは、区から一時滞在施設が開設された情報を得た場合は、荻窪駅周辺にいる屋外滞留者に情報を提供し、一時滞在施設まで避難誘導する。
- 直接避難誘導を行う場合は、ヘルメット、共通のベストを着用し、誘導灯及びメガホンにより行う。

<一時滞在施設(創価学会杉並文化会館)>



<一時滞在施設(荻窪地域区民センター)>



9 一時滞在施設の運営

(1) 荻窪駅周辺の一時的滞在施設（令和元年8月現在）

- 荻窪地域区民センター（区立） 杉並区荻窪2-34-20
最大受入人数（350名）
- 創価学会杉並文化会館（民間） 杉並区阿佐谷南3-51-3
最大受入人数（100名）

(2) 杉並区内の一時的滞在施設（令和元年8月現在）

施設名	所在地	最大受入人数
<民間>		
創価学会 杉並文化会館	杉並区阿佐谷南3-51-3	100
立正佼成会 大聖堂・第二団参会館	杉並区和田2-11-1 杉並区方南2-29-25	500
松本工業株式会社 宮前ビル	杉並区宮前1-20-32	50
東京土建一般労働組合 杉並支部	杉並区高円寺南3-6-2	100
ネットトヨタ東京株式会社	杉並区下高井戸1-17-15	100
ワールドメイト	杉並区西荻北4-14-19 平成ビル3階	140
<区立>		
井草地域区民センター	杉並区下井草5-7-22	300
西荻地域区民センター	杉並区桃井4-3-2	625
荻窪地域区民センター	杉並区荻窪2-34-20	350
阿佐谷地域区民センター	杉並区阿佐谷南1-47-17	300
高円寺地域区民センター	杉並区梅里1-22-32	950
高井戸地域区民センター	杉並区高井戸東3-7-5	625
永福和泉地域区民センター	杉並区永福3-8-18	350
<都立>		
杉並高等学校	杉並区成田西4-15-15	493
豊多摩高等学校	杉並区成田西2-6-18	300
農芸高等学校	杉並区今川3-25-1	200

(3) 一時滞在施設の開設

各一時滞在施設は、施設の損傷の有無や施設利用者の滞在状況を確認し、一時滞在施設の開設の可否を区に連絡する。

区は、開設した一時滞在施設に関する情報を防災行政無線、Ｌアラート、エリアメール、防災情報メール、ホームページ、ツイッター等により、鉄道事業者、情報提共ステーション等に情報を提供する。

(4) 一時滞在施設の運営内容

一時滞在施設の運営は、各施設のマニュアルに基づき、主に以下の項目について、施設管理者と区職員（帰宅困難者対策班）とが協力して行う。突発事象発生時については、協議して運用し、応援が必要な場合は区災害対策本部に連絡して要請する。

- 帰宅困難者の滞在スペースの提供
- 施設滞在者への食料、水、生活物資等の提供（施設への物資運搬含む）
- 施設滞在者への災害関連情報（被災状況、交通情報等）の提供
- 施設滞在者への通信連絡手段（特設公衆電話、携帯充電器等）の提供

(5) 一時滞在施設運営支援

一時滞在施設に避難者が殺到し混乱する可能性がある場合は、可能な範囲で駅周辺事業者等も支援する。

- 備蓄物資の運搬及び配布
- 一時滞在施設運営用資機材の設置
- 施設内の防犯、警備